



去る令和4年12月21日（水）に開催された標記会議内容についてお知らせします。

議題1. 総合型地域スポーツクラブ全国協議会処分審査会の設置及び今後の取り組みについて

事務局から、総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録規程（以下「登録規程」という。）及び総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録クラブ処分細則に基づき、総合型地域スポーツクラブ全国協議会処分審査会（以下「処分審査会」という。）を設置する旨を説明し、協議の結果、処分審査会の設置と委員候補者について承認された。

また、令和4年12月5日に都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「都道府県協議会」という。）から登録クラブにおける処分対象事由が発覚した旨の報告があったことを説明し、処分審査会において対応することを確認した。

〈主な意見〉

- 発覚した事案は、処分審査会や常任幹事会だけではなく、総会でも報告する必要があるのではないかと。また、登録規程に定める遵守事項に違反する事案が発生した時は、速やかに都道府県協議会へ報告することを登録クラブへ周知する必要がある。
- 全国協議会や都道府県協議会へ報告すべき事項を明確にした方がよい。
- 今後、運動部活動を地域移行していく中で、事案が増えていくことが懸念される。処分すべき事案が隠蔽されないような対策も必要である。
- 都道府県によって処分内容に差が出ないように、登録審査委員会で処分を決定する際の基準を作成した方がよい。
- 個人に対する処分になるのか。

【事務局より上記に関する回答】

処分審査会及び都道府県の登録審査委員会では、団体（登録クラブ）に対する処分となる。個人に対する処分は、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格保有者の場合は、日本スポーツ協会登録者等処分規程に基づき対応することとなる。